令和9年度　放課後児童クラブ利用申請のご案内

令和９年４月からの放課後児童クラブ利用の申請方法についてご案内します。

１．利用できる施設

（令和８．9．１現在）

	クラブ名称	実施場所	運営者	電話番号	バスの送迎	終了時間《小学校休業日以外》	クラス数	預かり予定数	短期利用申請可		
									夏期休業	冬期休業	春期休業
1	下小児童クラブ	下館小学校	保護者会	070-4189-3076		～18：45	4	160			
2	キッズハウスソフィア	筑西市甲（金井町）	一般団体	49-6711		～19：00	1	20			
3	はぐろっこ児童クラブ	認定こども園はぐろ保育園	社会福祉法人	24-9131	下館小	～18：00	1	28			
4	せいぼ　かしの木児童クラブ	認定こども園下館聖母	学校法人	22-3565		～18：00	1	40	○	○	○
5	ポケット児童クラブ伊讃小	伊讃小学校	NPO法人	090-6747-2233		～18：00	2	80	○	○	○
6	川島たんぽぽ児童クラブ	認定こども園川島保育園	社会福祉法人	28-0419		～18：30	1	34	○	○	○
7	川小キッズクラブ	川島小学校	保護者会	090-7181-8419		～18：30	2	60			
8	川島ひまわり児童クラブ	認定こども園川島こども園	社会福祉法人	28-5000		～18：00	2	60			
9	児童クラブ「竹島」	竹島小学校	社会福祉法人	070-4067-8522		～18：00	1	45	○	○	○
10	つばめ児童クラブ	筑西市横島	株式会社	090-8030-6148		～18：30	1	44	○	○	○
11	学童保育しいの実クラブ	認定こども園筑子保育園	社会福祉法人	24-0252		～18：00	1	58	○	○	○
12	森の学校児童クラブ	認定こども園大和保育園	社会福祉法人	24-0698		～18：00	1	42			
13	放課後児童クラブピーチ・キッズ	養蚕小学校	NPO法人	090-1034-0117		～18：00	2	60	○	○	○
14	ひいらぎ児童クラブ	認定こども園たちばな保育園	社会福祉法人	22-6294		～18：00	1	40	○	○	○
15	ポケット児童クラブ中小	中小学校	NPO法人	090-6747-2233		～18：00	1	40	○	○	○
16	児童クラブ「河童」	認定こども園いずみ保育園	社会福祉法人	24-5720	小栗小	～18：00	1	50	○	○	○
17	野の花児童クラブ	認定こども園西方いずみ幼稚園	学校法人	24-0409		～18：00	1	33	○	○	○
18	大田っ子放課後児童クラブ	大田小学校	保護者会	48-9688		～18：00	1	45	○	○	○
19	学童保育アミーゴ・グラシアス・ルリアン	認定こども園筑子ファミリア保育園	社会福祉法人	23-1212 （直通）48-9666		～18：00	3	120	○	○	○
20	ハピネスキッズクラブ	認定こども園石田保育園	社会福祉法人	45-6555		～18：30	1	50	○	○	○
21	西小キッズクラブ	関城西小学校	NPO法人	080-4108-6789		～18：00	3	100	○	○	○
22	関城東小学校学童保育クラブ	関城東小学校	株式会社	029-239-5911		～18：30	4	150	○	○	○
23	まつぼっくり児童クラブ	認定こども園まつばら子ども園	社会福祉法人	52-0324	五葉学園	～18：00	1	40	○	○	○
24	AKENO kids after school club	認定こども園明野保育園	社会福祉法人	52-0162	五葉学園	～18：00	2	64	○	○	○
25	たけのこ保育園放課後児童クラブ	認定こども園たけのこ保育園	社会福祉法人	52-7788 （直通）52-7395	五葉学園	～18：00	1	45	○	○	○
26	五葉児童クラブ	明野五葉学園	株式会社	070-4510-2580		～18：00	2	90	○	○	○
27	ときわ古里児童クラブ	古里小学校	社会福祉法人	57-1515	小栗小	～18：00	1	40	○	○	○
28	ときわ新治児童クラブ	新治小学校	社会福祉法人	57-1515		～18：00	2	60	○	○	○
29	児童クラブ「Sunny」	認定こども園協和なかよし園	社会福祉法人	54-5377		～18：00	1	42	○	○	○

※預かり予定数につきましては、概ねの人数です。

※飲食物費、教材費、保険料等の自己負担金、終了時間の延長等については施設概要をご確認ください。

※保護者会は、利用児童の保護者の中から役員等を選出し、クラブを運営しています。

※バスの送迎は、記載されている小学校等のみになります。

施設概要

２．事業を利用できる児童

〈通年利用〉
※以下の要件をすべて満たす児童が当該利用形態を申請することが可能となります。
・本市の区域内に住所を有し、又は本市の小学校若しくは義務教育学校の前期課程若しくは茨城県立協和特別支援学校に就学している児童
・保護者が就労等の事由により**放課後**、家庭にいない（夜間に勤務している人は除く。）児童
※放課後とは、午後２時以降のことをいいます。

〈短期利用〉
※以下の要件をすべて満たす児童が当該利用形態を申請することが可能となります。
・本市の区域内に住所を有し、又は本市の小学校若しくは義務教育学校の前期課程若しくは茨城県立協和特別支援学校に就学している児童
・保護者が就労等の事由により**昼間**、家庭にいない児童

３．「就労等の事由」とは

児童が放課後児童クラブを利用するための保護者の要件です。

- ▶ 就労
  ※就労は以下の要件をすべて満たす必要があります（育児休業取得中の人を含む。）。
  ・１か月あたりの労働時間が60時間以上であること。
  ※労働時間とは所定労働時間及び休憩時間に所定外労働時間を加えた時間をいいます。
  ・毎週月曜日から土曜日までの間において３日以上就労していること。
  ・月収４万円以上のものに限る（税申告等により確認できない場合認められません。）。
- ▶ 疾病・障がい
- ▶ 妊娠・出産（出産予定日（出産日）の月を含む前後各２か月の期間中にあること。）
- ▶ 介護・看護　※被介護者及び被看護者は親族に限る（長期入院等をしている親族を含む。）。
- ▶ 災害復旧
- ▶ 就学・職業訓練
- ▶ 虐待・ＤＶのおそれ
- ▶ 不存在（死亡、離別等）
- ▶ その他上記に類する状態として市が認める場合

４．利用手続きの流れ

放課後児童クラブを利用したい場合は、「放課後児童クラブ事業利用承認申請書（様式第１号）」及び「児童世帯状況調書」を記入し、必要な書類と併せて下記の期間に申請してください。

★通年利用（４月から１年度間利用）

【申請期間】
令和８年１１月１３日（金）から令和８年１２月２５日（金）まで　（閉庁日を除く。）

【申請書提出先】
①新規利用希望者　　健康こども部こども政策課（筑西市役所１階）又は電子申請
②継続利用希望者　　現在利用している放課後児童クラブ又は①と同様

★短期利用（学年始休業日・夏季休業日などの長期休業期間のみ利用）

【申請期間】
≪学年始休業日（４月）≫ 令和９年２月１日（月）から２月１０日（水）まで　（閉庁日を除く。）
≪夏季休業日≫　　令和９年６月１日（火）から６月１０日（木）まで　（閉庁日を除く。）
≪冬季休業日≫　　令和９年１１月１日（月）から１１月１０日（水）まで　（閉庁日を除く。）
≪学年末休業日（３月）≫ 令和１０年２月１日（火）から２月１０日（木）まで　（閉庁日を除く。）
※利用希望期間が連続している場合（例：学年始＋夏季）はまとめて申請することができます。
※利用希望期間が空く場合（例：学年始＋冬季）は２回に分けて申請する必要があります。

【提出先】
健康こども部こども政策課（筑西市役所１階）又は電子申請
※短期利用の申請は、放課後児童クラブでは受付できません。

☆随時利用（年度途中からの利用）

【申請期間】
利用希望月の前月１日から１０日まで（締切日が土日祝日の場合はその前日まで）
※市ホームページで毎月月初めに、各児童クラブの空き状況を公表します。

【提出先】
健康こども部こども政策課（筑西市役所１階）又は電子申請
※随時利用の申請は、放課後児童クラブでは受付できません。

５．申請に必要な書類

※児童１人につき１部ずつご用意ください。

下記の書類が必要となります。

①放課後児童クラブ事業利用承認申請書（様式第１号）

②児童世帯状況調書

③「放課後児童クラブ事業の利用を必要とする事由」を確認するための書類

※両親それぞれ必要です。

※同居等をしている７５歳未満の祖父母がいる場合は、その祖父母に係る書類の提出が必要です。提出がない場合、本冊子４ページ「７．利用調整について」において減点となる可能性があります。

※「同居等」とは、同一の敷地内に居住していること及び隣接する敷地内に居住していることをいいます。

放課後児童クラブ事業の利用を必要とする事由	必要書類
就労（自営業を除く。） ・１か月の労働時間が６０時間以上であること。 ※労働時間とは所定労働時間及び休憩時間に所定外労働時間を加えた時間をいいます。 ・毎週月曜日から土曜日までの間において３日以上就労していること。 ・月収４万円以上のものに限る（税申告等により確認できない場合認められません。）。	○就労証明書（様式第２号）（申請日から概ね３か月以内に作成したものに限る。） ※上記書類について、兄弟姉妹の同時利用を希望される場合、片方はコピーも可とします。
就労（自営業に限る。） 同上	○自営業確認書（様式第３号）（申請日から概ね３か月以内に作成したものに限る。）及び次のいずれかの書類 ○前年度分の確定申告書の写し（第一表及び第二表）。ただし、これを提出することが困難と市が認める場合は、次に掲げるいずれかの書類 （１）開業届の写し （２）源泉徴収票、収入証明書等の４万円以上の収入を証明することができる書類（自営業確認書に地区担当民生委員の署名がある者に限る。）
疾病・障がい	○診断書（申請日から概ね３か月以内に取得したものに限る。）の写し又は身障者手帳等の写し
妊娠・出産	○母子健康手帳（妊婦氏名と分娩予定日のわかる部分）の写し又は妊産婦医療福祉費受給者証（マル福）の写し
介護・看護 （長期入院等をしている親族を含む。） ※被介護者及び被看護者は親族に限る。	○介護確認書（様式第４号）（申請日から概ね３か月以内に作成したものに限る。）及び次のいずれかの書類 （１）障害者手帳の写し （２）介護保険被介護保険者証の写し （３）診断書（申請日から概ね３か月以内に取得したものに限る。）の写し
災害復旧	○申立書及びり災証明書等災害の状況がわかる書類
就学・職業訓練	○在学証明書及び時間割等スケジュールがわかる書類
虐待・ＤＶのおそれ	○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
その他上記の理由に類する状態として市が認める場合	○市が必要と認める書類（各事由ごと）

④その他市が必要と認める書類

※提出書類の内容に変更があった場合は新たに届出が必要です。

※提出書類に虚偽の記載があった場合は、決定を取り消す場合があります。

◎継続利用希望者が申請する際に提出を要する就労証明書、診断書等の添付書類に記載される個人情報の漏洩を懸念する場合は、封筒などに封緘して提出してください。

６．申請の結果について

市から利用承認通知書又は利用不承認通知書を郵送します。

利用を承認された場合は、各放課後児童クラブより利用についての案内があります。

案内方法については放課後児童クラブにより異なりますので、各放課後児童クラブへ直接お問い合わせください。

7．利用調整について

放課後児童クラブの定員を超える申請があった場合、市において利用調整を行います。

利用調整の優先順位は下記のとおりです。

○第１段階

通年利用、短期利用の順に優先する。

○第２段階

筑西市放課後児童クラブ事業実施要綱別表第１第１項利用基準指数表の利用基準指数の合計がより高い世帯を優先する。

保護者の状況（就労等の事由）					優先順位
就労	出産・疾病	介護・看護	就学等	その他	
・帰宅時間が遅い ・就労時間が長い	重度の疾病・障がい （入院・常時病臥等） 出産	介護・看護の 時間が長い	就学等の 時間が長い	災害、虐待	高い ↕
・帰宅時間が早い ・就労時間が短い	軽度の疾病・障がい	介護・看護の 時間が短い	就学等の 時間が短い		低い

○第３段階

当該申請者の世帯が該当する筑西市放課後児童クラブ事業実施要綱別表第１第２項調整指数表に掲げる条件のうち福祉的配慮、養育環境の配慮の順に優先する。

世帯状況	児童の状況	兄弟姉妹の状況	祖父母の状況	優先順位
ひとり親世帯 １年生 ２年生 ３年生 ４年生 ５、６年生 単身赴任	１年生 ２年生 ３年生 ４年生 ５、６年生	・事業の利用を希望する放課後児童クラブ又は当該放課後児童クラブを運営する法人が実施している特定教育・保育（放課後児童クラブと同一敷地内または隣接する施設に限る。）を利用開始希望日において、利用（予定）している場合（当該弟妹が３年生までの場合に限る。） ・同時利用（予定）の兄弟姉妹がいない	・祖父母のいずれもが不存在又は近隣に居住していない場合 ※近隣とは、市内又は概ね車で30分程度の市外をいう。 ・同居等をしている75歳未満の祖父母が就労している ・同居等をしている65歳以上75歳未満の祖父母が就労していない ・同居等をしている65歳未満の祖父母が就労していない	高い ↕ 低い

○第４段階

筑西市放課後児童クラブ事業実施要綱別表第１第１項利用基準指数表の労働等の事由の区分に応じた基準指数を合算した数が同じだった場合は、その理由により下記のとおり優先する。

優先順位	高い ←――――――→ 低い
理由	①災害復旧　②疾病・障がい　③就労　④介護･看護　⑤妊娠･出産　⑥就学等

※父母両方の「就労等の事由」を基本として、総合的に審査・決定します。

※優先順位が高くても、希望する放課後児童クラブの利用定員に空きがない等の理由により、利用できない場合があります。

8．費用について

各放課後児童クラブにおいて、飲食物費、教材費、保険料等の実費徴収として費用が必要になります。その他放課後児童クラブ独自の取組みにかかる費用や遠足等のイベントにかかる費用などが必要になる場合があります。

詳しい内容につきましては、各放課後児童クラブへ直接お問い合わせください。